

## 富山県保険者協議会設置規程

### (目 的)

第1条 富山県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、富山県内医療保険の保険者が連携・協力し、保健事業等の円滑、効率的な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とする。

### (事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 保健事業等の共同実施に関すること

- ① 医療費の調査、分析、評価
- ② 被保険者教育・指導等保健事業
- ③ 保険者間の物的及び人的資源の共同利用
- ④ 各保険者の独自保健事業についての情報交換

(2) 保険者間における意見交換等に関すること

(3) その他、前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関する  
こと

### (構 成)

第3条 協議会は次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 国民健康保険関係者
- (2) 全国健康保険協会関係者
- (3) 組合管掌健康保険関係者
- (4) 共済組合関係者

2 協議会は、必要に応じて富山県、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができるものとする。

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運 営)

第5条 協議会には会長1名、副会長若干名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 会長は会務を掌理し、協議会の議長となる。

3 会長に事故あるときは、予め会長が指名する副会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会の設置)

第7条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、次の専門部会を設置する。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

(費用の負担)

第8条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、富山県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

## 富山県保険者協議会専門部会設置要綱

### (目 的)

第1条 富山県保険者協議会設置規程第7条の規定に基づき、次の富山県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、富山県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

### (任 務)

第2条 専門部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 企画調査部会
  - ① 医療費の調査、分析、評価に関する事項
  - ② その他目的達成に必要な事項
- (2) 保健活動部会
  - ① 被保険者教育・指導等保健事業に関する事項
  - ② その他目的達成に必要な事項

### (構 成)

第3条 専門部会は次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 国民健康保険関係者
- (2) 全国健康保険協会関係者
- (3) 組合管掌健康保険関係者
- (4) 共済組合関係者

2 専門部会は、必要に応じて富山県、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができるものとする。

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運 営)

第5条 各専門部会には、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、部会委員の中から互選する。

- 2 部会長は、部会の会務を掌理し、専門部会の座長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて協議会会長が招集する。

(費用の負担)

第7条 各専門部会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第8条 各専門部会の事務局は、富山県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。